

防衛省組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	5
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	7

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（防衛人事審議会）

第五十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、防衛人事審議会を置く。

2 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十

二年政令第三百八十九号) 第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 (略)

3 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に関し必要な事項については、防衛人事審議会令(平成十二年政令第二百六十一号)の定めるところによる。
(プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官)

第七十九条 (略)

2 プロジェクト管理総括官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 革新技術戦略官は、命を受けて、技術戦略部の所掌事務に関する革新的な技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

4 調達総括官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 (略)

三 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。

四 (略)

五 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。

六 装備品等の標準化の促進に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(原価管理官の職務)

第二百二条 原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括に関する事。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関する事。

(需品調達官の職務)

第二百五条 需品調達官は、次に掲げる事務(輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 調達事業部の所掌事務に関する総合調整に関する事。
 - 二(五) (略)
 - 六 需品等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関する事。
 - 七(九) (略)
 - 十 需品等及び需品等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関する事。
 - 十一 (略)
 - 十二 需品等の調達品の品質試験に関する事。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、調達事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
- (武器調達官の職務)

第二百六条 武器調達官は、次に掲げる事務(輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関する事。
- 三 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関する事。
- 四 武器等及び武器等に関する役務に関する契約に伴う証明に関する事。
- 五 武器等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関する事。
- 六 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関する事。
- 七 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する事(調達管理部の所掌に属するものを除く。)
- 八 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関する事。
- 九 武器等及び武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関する事。
- 十 (略)
- 十一 武器等の調達品の品質試験に関する事。

(電子音響調達官の職務)

第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務(需品調達官、武器調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 (略)

二 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 電波器材等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

六 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

八 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 (略)

十一 電波器材等の調達品の品質試験に関すること。

(艦船調達官の職務)

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務(輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 (略)

二 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 船舶等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

六 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

七 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

八 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 (略)

十一 船舶等の調達品の品質試験に関すること。

(航空機調達官の職務)

第二百十条 航空機調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 (略)

二 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 航空機等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所

掌に属するものを除く。）。

八 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 航空機等及び航空機等に関する役務に関するし、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 (略)

十一 航空機等の調達品の品質試験に関すること。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 米軍再編調整官

二 (略)

三 訟務管理官

四 施設整備官

五 提供施設計画官

六 施設技術管理官

- 七 服務管理官
- 八 衛生官
- 九 プロジェクト管理総括官
- 十 革新技術戦略官
- 十一 調達総括官
- 十二 総務官
- 十三 人事官
- 十四 会計官
- 十五 監察監査・評価官
- 十六 装備開発官
- 十七 艦船設計官
- 十八 事業計画官
- 十九 事業監理官
- 二十 装備技術官
- 二十一 技術計画官
- 二十二 技術振興官
- 二十三 技術連携推進官
- 二十四 原価管理官
- 二十五 (略)
- 二十六 需品調達官
- 二十七 武器調達官
- 二十八 電子音響調達官
- 二十九 艦船調達官
- 三十 航空機調達官
- 三十一 輸入調達官
- 三十二 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一六 （略）

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）
を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 （略）